

令和6年4月1日

被保険者・被扶養者各位

立教学院健康保険組合

☎ 03-3985-2760

## 脳ドック助成事業のご案内

当健康保険組合では、疾病予防事業として脳ドック受診費用の補助を実施しています。

1. 対象者：40歳以上の被保険者及び被扶養者である配偶者

2. 対象検査項目

脳ドックとして実施されている以下の検診項目、及び関連する検査・診察

頭部CT（頭部断層撮影）、頭部MRI（頭部断層撮影）、頭部・頸部MRA（頭部血管撮影）、頸動脈エコー

3. 補助金額

脳ドック1回の受診で、2万円の範囲内で実費を補助します。年度内1回の補助となります。

4. 申請方法

以下①②の書類を健康保険組合のサイトからダウンロードし、**【5/1～3/24まで】**に健康保険組合へ提出ください。（窓口、学内便、郵送、いずれも可。）

① 医療機関による証明記載のある「脳ドック受診票（兼脳ドック補助金申請書）」

（以下、「**受診票（申請書）**」と記述）

② 委任状

（委任状の提出は、当健保に同一記号番号で所属する限り、お一人1回の提出で構いません。）

5. 受領（支給）方法

支給月になりましたら支給決定通知をお送りし（健保ポータルサイトにてweb通知）、以下の方法で被保険者に対して支給されます。**【6月以降】**

**勤務員の場合**

⇒ 大学所属の方：給与に合算にて支給されます。  
小中高所属の方：各事業所より振り込まれます。

**任意継続の場合**

⇒ 指定口座への振込みとなります。  
\* 指定口座…任意継続加入の際に申告の口座。

【裏面へ 】

【 表面より】

6. 検診施設

ご都合のよい医療機関で受診してください。

7. 検診要領

- ① 所定の「**受診票(申請書)**」に事前に記入し、医療機関の窓口へ提出してください。
- ② 検診料は医療機関に全額支払い、「**受診票(申請書)**」の医療機関記入欄に費用証明を記入してもらってください。

(補足)

- \* 短期人間ドックのオプションとして受診する場合は、本制度が自動適用となります。補助額は健康保険組合から医療機関に支払われますので、「**受診票(申請書)**」の提出は不要です。短期人間ドックのオプションとしての利用が優先されますので、一般医院でのがん検診との併用はできません。
- \* 自覚症状がある場合は、保険証を提示して病医院を受診してください。この場合（保険診療の場合）、健康保険組合では7割の医療費を負担していますので、婦人科検診費用補助の対象にはなりません。

【注意事項】

- 健康保険組合における手続きは、すべて保険証記載内容に基づいておこなわれます。
  - ・ 健康保険組合様式の各書類への記入・捺印などはすべて戸籍名となります。通称使用されている方も同様となります。
  - ・ 受給資格確認および本人確認には、健康保険証記載事項との照合が必要となりますので、健康保険組合窓口にお越しの際は保険証をご持参ください。
- 3月に申請する場合には、不備のない書類を受診後速やかに提出してください。
- 受理後の申請書類に不備があった場合には、折り返しご連絡いたします。
- 本文中で使用の「保険証」とは、当健康保険組合発行の「健康保険被保険者証」を指します。
- 申請期限後に、当年度の利用について提出があった場合には、健康保険組合窓口による現金手交となります。（申請の翌日以降に支給。）年度末までに受給しなかった場合には、申請は失効となります。

以上